商品概要説明書

2026年12月1日現在

商品名	金利上乗せ定期預金

1. ご利用いただける方	第 34 回懸賞金付定期預金の満期を迎えた方
2. お取扱対象	第 34 回懸賞金付定期預金の満期元利金・当選懸賞金 ※上記金額と同額までの増額預入が可能です。
3. お預入期間	3 年　自動継続（元金継続・元利継続）
4. お預入金額	20 万円以上（1 円単位）
5. 適用利率	3 年　店頭表示利率＋年 0.70% （お受け取りの利息については、20.315%（国税 15.315%・地方税 5%）の税金がかかります。）
6. 預入方式	(1)スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金 (2)総合口座の取扱不可 (3)証書式と通帳式いずれも取扱可（ただし、総合口座除く）
7. 利息の計算方法	(1)単利型 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 (2)複利型 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 6 カ月の複利計算
8. 利払方法	(1)単利型 中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 (2)複利型 満期日以後に一括してお支払いします。
9. 満期時の取扱い	満期時はスーパー定期、スーパー定期300または大口定期預金の店頭表示利率（金利上乗せなし）で自動継続されます。
10. 中途解約	中途解約時については、スーパー定期、大口定期預金それぞれの預金規定にもとづき計算した利率を適用させていただきます。
11. 取扱期間	2026 年 12 月 1 日（火）～2027 年 3 月 31 日（水）
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1)苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部お客さま相談室（9 時～17 時　電話：089－946－1203）までお申し出ください。 (2)紛争解決措置 愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089－941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記お客様相談室にお申し出ください。また、お客様から、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

	東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17 時、電話：03－3517－5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。